

別表十七（三の七） 付表一の記載の仕方

- 1 この明細書は、内国法人が措置法第66条の8第5項《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「被合併法人等の課税済金額1」の欄の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 当該内国法人を合併法人又は被現物分配法人とする適格合併又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配に限ります。以下2及び4において「適格合併等」といいます。）が行われた場合には、当該適格合併等に係る被合併法人又は現物分配法人の当該適格合併等の日（当該適格合併等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）の前日の属する事業年度の別表十七（三の七）「33」の欄の金額を記載します。
 - (2) 当該内国法人を分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。）とする適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除きます。）をいいます。以下2において同じです。）が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいいます。）の当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日の前日の属する事業年度の別表十七（三の七）「33」の欄の金額を記載します。
- 3 「適格分割等が行われた場合の外国法人に係る請求権勘案直接保有株式等の移転割合2」の欄は、措置法令第39条の19第6項《特定課税対象金額及び間接特定課税対象金額の計算等》に規定する割合を記載します。この場合において、その割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 4 「(1)のうち当該内国法人の課税済金額とみなされる金額3」の欄は、適格合併等が行われた場合には、「又は $((1) \times (2))$ 」を消します。
- 5 内国法人が措置法第66条の9の4第5項《特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》において準用する措置法第66条の8第5項の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。